はじめに

島

と五味氏に感謝するとともに、まだこれ以外にも何か謄写されたに相違ないと予想し、 を同氏没後の昭和四年に早稲田大学が購入したからである。よくぞ貴重な史料を謄写しこれを後世に残されたものだ 蔵されているのかというと、それは嘗て宮内事務官であった五味均平なる人物が、在職中にこれを謄写せしめ、それ せられているものと思われるが、一般の閲覧には供せられていない。そもそも何故かような貴重書が早稲田大学に所 九年にかけての皇室法起草作業の一端を伺い知ることができる貴重な文献である。恐らく原本は宮内庁に厳重に保管 梧陰文庫などに所蔵されている同種の草案に見られない識語が記載されており、これまで不明であった十八年から十 八年から十九年にかけて宮内省で立案された皇室法の草案であるが、国立国会図書館憲政資料室や國學院大学図書館 嘗て私は、早稲田大学総合図書館で「帝室典則」なる冊子を見出し、これを紹介したことがあった。これは明治十 五味均平旧蔵書を纒めて閲覧

善高

したしと原った

また皇室典範制定に際してもいくつかの答議を残していることも知られていた。しかし、まさか皇室典範の草案その(2) そのままにしておいた。ところが幸いなことに、平成三年四月、早稲田大学の新中央図書館が開館し、これまで別置 ものを起草していたとは予想もしなかっただけに一驚を喫したのである。そこで本稿ではこれを翻刻して学界に史料 されていた和書類も一括して架蔵されることになった。そこで私は、 い草案であり、しかも以下に詳述するように、これはロエスレル(Hermann Roesler)の草案に違いないと思われた 皇室典範」と題する冊子を手にしたときは聊か興奮した。その内容を一読するや、これまで全く紹介されたことのな しかし、この五味均平旧蔵書は所謂別置図書であって学外に所蔵されており、閲覧までに時間が掛かりすぎるので 開館後早速書庫にはいって、これを調査した。そして予想通りいくつかの収穫があったが、中でも「日本帝国 ロエスレルが明治憲法制定に当たって大いに寄与し、その草案も書いていることは周知の事実であり、 一刻も早く五味均平旧蔵書を一覧できるのを待

男として生まれ、三十九年東京帝国大学法科を卒業。 正十三年四月十四日、 宮内省参事官、法制局参事官を歴任、 五味均平氏の経歴は『大正過去帳』によれば、 逝去。 従四位勲五等。 明治初年の帝室日誌編集且つ服忌関係書類につき特に精進したという。大 帝室会計審査官補から宗秩寮、 以下のごとくである。明治十年十月長野県人五味国太郎の長 図書寮、 諸陵寮、

提供すると共に、

若干の私見を連ねてみることにした。未だ十分な検討を加えていないので、或いは思わぬ誤りもあ

るであろうが、識者の叱正を仰ぎたい。

一 本草案の体裁及び起草者

5<u>3</u> ている。 典範草案に続いて、井上毅の「皇室典範並皇族令疑題十七件」と、同じく井上の「謹具意見」の結論部分が謄写され うち「皇室典範並皇族令疑題十七件」と「謹具意見」については既に詳しく紹介されているのでここでは 省 略 に 要問題の裁決を伊藤博文に仰いだものである。後者は宮内省で立案された皇室典範草案に対する井上の意見書であっ 「日本帝国皇室典範」と題するこの冊子には、まず全九章六十三箇条からなる「日本帝国皇室典範」草案の条文が 両者とも明治皇室典範起草に当たっての重要文書である。この冊子には以上の四点が含まれているが、これらの その後に右草案の第六章「皇室ニ関スル裁判権及皇族会議」の部分が再度掲げられている。そしてこれら皇室 前者は所謂「皇室典憲ニ付疑題乞裁定件々」であって、明治二十年初頭に井上が自分で決着をつけかねる重

さて「日本帝国皇室典範」には表題の次に そして以下のような章立がされている。 (千八百八十八年)と作成年代が記され、 続いて八十字余りの前文があ

第一章「皇族」 (一~三条)

第二章「皇族ニ対スル天皇ノ監督」(四~八条)

第三章「皇族ノ婚姻」(九~十三条)

第四章「皇族ノ降誕結婚及薨去ノ証明」第三章「皇族ノ婚妣」ノナマニミノ

(十四~十八条)

- **-** -

第五章「継嗣」(十九~二十七条)

第六章「皇室ニ関スル裁判権及皇族会議」(二十八~三十九条)

第七章「帝国ノ摂政及君主ノ後見」(四十~五十四条)

第九章「皇室典範(通則ノ部)ノ施行及布告」(六十一~六十三条)第八章「親王及内親王ノ後見教育及家計」(五十五~六十条)

十年三月二十日の時点で、皇室法を「天地ト与ニ無窮ニ伝テ動スヘカラザルモノ」即ち皇室典範と、 第九章に「通則ノ部」とあるので、この草案に続いて「各則ノ部」を起草することが前提にされている。既に明治二 であろう。 ノ変更ヲ免レサルモノ」即ち皇族令とに分割することが決定されており、本草案起草者もそのことを承知していたの(4) 「時ニ随ヒ多少

及皇族会議」の部分の第三十一条や第三十三条に枢密院の語が規定されていないところから、 することが決まった後であることが知られる。但し、本草案の後に再度掲げられている第六章「皇室ニ関スル えることである。これらによって、本草案が起草提出されたのは明治二十一年であり、しかも枢密院なる制度を設置 この草案でまず注目されるのは「千八百八十八年」という年代が記されていることと、前文に「枢密院」の もともと本草案は枢密 語が見 裁判権

付されていることから、 測される。当時ドイツ人で日本の法典編纂に関与していた人物といえば、 次に本草案全体について、 たとえば「男統(メンリッヘルリニー)」のごとく、 本草案がもとはドイツ語で起草されたこと、従って起草者がドイツ人であることも容易に推 ロエスレルとモッセの二人であるから、 多くの名辞の後にドイツ語読みが 両

院設置が決まる以前から起草されていたのであろう。

V

ル

の答議の中に既に見えている。(6)

ずれかということになる。 而して明治二十年五月二十三日に井上毅が伊藤博文に宛てた書簡に

被加之栄を賜度、 御修正モ可有之事ニ而、 暫時療養仕候而、 小生事此際重々恐入候へとも、 其節ハ伊東へ托し置候間、 更ニ健全を得而猶勉強仕度心得ニ有之候、 暫し空隙を得候歟ニ奉存候、 昨冬来胃病ハツキリいたし兼、 電命を得候而早々帰京可仕候、 万一其内急ニ会議を被開候事も有之候ハ、、 王室法も何レロ 時々痙攣痛を起し候次第二而、 旅行中も怠らず、 スレル氏意見書出来候上ニ 王室法之説明 不得已湯治奉 小生モ末 更二 三従 席

ずは本草案の起草者 口 エスレルが「王室法」に関する意見書をいずれ提出するようになっていたことが記されているので、 はロ 工 スレ ルではないかと推測される。

ま

事いたし候筈ニ柳原伯へ約束いたし置候、

議や建言と本草案の内容とを比較検討してみると、 基キ男統 長ノ内親王ノ長男」に帝位が継承されるとし、更に「此ノ如キ新皇室ノ子孫モ亦直ニ長子相続男統相続継嗣 く絶え且つ養子も為さなかった場合には「先帝ノ女子ニ移ル」ことが第二十五条で規定され、第二十六条で「最モ 定され、第二十四条に「女統ハ総テ之ヲ継承スルヿヲ得ス」とあるように女統もまた否定されている。 討しよう。まず第一に本草案第五章「継嗣」第二十五条に「女子ハ親カラ政治ニ任スルコヲ得ス」とあって女帝が ノ優権ヲ設クヘシ」と規定されている。 本草案起草者をロエスレルと推測する理由はこれだけではない。ロエスレルがこの前後に行った数々 かかる皇位継承の方法については、 両者の間に類似性が存するのである。そのうちいくつか挙げて検 明治二十年一月二十七日の 但し男統が全 ノ原則 の答 p ェ 年 否 =

王女ヲシテ王位ヲ継承セシメザル ノ問ニ関リテ意見ヲ陳ベン。 抑々王女ハ政務ヲ執ルノ能力ヲ有セザ ル Ŧ , _

非

国民ノ思想ニ於テ婦人ニ政務ヲ執ラシムルヲ是認スルヤ否ヤハ、予ノ断言シ能ハザル所ナルカ故ニ、従来ノ旧制 ヲ制スルヲ以テ尤モ便宜ナリトナスヘキ歟。予ノ一箇ノ意見ニ拠レハ、男系ハ常ニ女系ニ先ツヘシト雖、 テモ当時皇太后ハ未丁年ノ皇帝ニ代テ政務ヲ執レリ。 ラズ。露国、墺国、西国、 英国ノ如キ君主国ニ於テ、女主ノ政務ニシテ好結果ヲ得シコト往々之アリ。支那ニ於 故ニ女主ノ政務ヲ以テ不能ナリト断言スルヲ得ズ。今日本 男系全

ク絶コル時ハ女系モ亦王位ヲ継承スルヲ得ヘク、而シテ女系ノ子孫ニ於テハ再タヒ男統ヲ先ンスヘキナリ。

依レハ王家系統ヲ絶ツノ患ヲ免レ、従テ王位永遠ニ安全ナルノ効果ヲ得ヘシ。

ニ於テハ再タヒ男統ヲ先ンスヘキナリ」と述べていることと本草案第二十六条の規定とが一致すること、瞭然であろ ここで「男系ハ常ニ女系ニ先ツヘシト雖、 ただ右答議では女系否定までは述べていないが、これは答議提出後に井上や伊藤が女系否定の方針であることを 男系全の絶ユル時ハ女系モ亦王位ヲ継承スルヲ得ヘク、 而シテ女系ノ子孫

明治二十二年一月十八日の枢密院再審会議直後に「皇室典範第二十一条修正意見」を提出、第二十一条に「天皇未タ 及しているのも、 ったので、 よらしめようと考えていたからである。しかし井上のこの考えは皇室典範の条文にではなく「説明文」に記されてあ 知って、本草案で第二十五条のごとく説を改めたからと思われる。 「天皇本邦ニ在サル時」摂政を置くことが規定されていたが、井上はこれを削除した。それは律令の「監国」の制 第二に、本草案第四十条に摂政を設ける場合について規定し、特に「日本帝国ノ版図外ニ行キテ不在ナル時」に言 何故「天皇本邦ニ在サル時」についての規定がないのかロエスレルは理解できなかったのであろう。(で) |本草案がロエスレル案なることを推定せしめる。 もともと 柳原前光起草の「皇室典範再稿」に は 彼は K

成年ニ達セサルカ又ハ精神若ハ身体ノ不治ノ重恵ニ由リ大政ヲ親ラスルコト能ハサル間ハ摂政一員ヲ置ク」としか書

か を継

H

工 ス V

ル

の本心であったと思われるのである。

摂政が代わって政務を行うようにすればよい。

承せしめ、

れていないことを不満とし、 「疾病ノ外ニ於テモ亦他ノ事由ノ生ズルコトアラン。 例へバ 久シク本国ニ在ラザ ル ١

スレ を凌ぐことを勧めた。その理由としてロエスレルは、 得」ざることを当然としている。従って、たとえ皇位につき政治を行うのが難しいと予想される場合でもこれに皇位(エリ) の裁定によってであって、これ以降はロエスレルも「一タビ帝祚ヲ践ミ玉ヒタル君 党ヨリ輙モスレハ王位争議ヲ起スノ憂アルヲ免レ」ないことを挙げている。 理ニ適スルモノトス」としながらも、「但ッ多クハ摂政ヲ設クルノ寛和ナル処分ヲ取レリ」と、 承の順位を変換することは当然と考え、この後の各種の草案でもこれが維持された。このような考えに対して、 ラルヘキコト疑ヲ容レザルニ似タリ」と言っているように、わが国では皇位継承有資格者が重恵である場合に皇位 は柳原や井上も譲位制を前提としていたからである。天皇の譲位が否定されたのは、この後の三月二十日、 た場合に摂政をして王位を継承せしめるようにすればいいと述べて、譲位制を前提にしているが、それはこの時点で 左である。 「政略上」の観点から「不能力ノ王子ニシテ全ク王位継承ノ権ヲ失ナハシムルニ於テハ、事ヲ好ムノ皇族或ハ反対 ルは「精神上又ハ身体上不治ノ不能力ノ場合ニ於テハ、王位継承ノ権ヲ失ハシメ、或ハ王位ヲ退カシムルコ、 井上が明治二十年一月二十一日にロエスレルに対して、 本草案では皇位継承の順位変換については何も規定していないこと、これもロエスレル案なることの 疾病が不治であることを始めから診断するのは難しいこと、 「重患ノ不能力者ハ国法上ノ相 ただロエスレルは、 ハ何等ノコト 永久不能力と判明し 摂政を設置して事 アル 続権利 之ヲ ヨリ 伊藤博文 ㅁ ヲ 更 熊 事 土 証

皇位継承の順序を変換することは必要でないというの

三 本草案の性格と意義

三月二十五日、伊藤と井上は夏島で皇室典範草案の検討を行った。恐らくこの時点までには既に本草案は完成し、そ(ミニ) 開されるのは二十一年三月になってからであった。井上は伊藤や寺島の意見を加味して修正案を作り、これをもとに た。この後翌二十一年二月頃までは憲法や議院法それに会計法などの起草作業が進められ、皇室典範草案の修正が再 に、寺島宗則にも送付して意見を求めている。この「七十七箇条」草案完成によって 皇室典範起草作業 は一段 落 し 正して、五月初め頃に全十二章七十七箇条からなる草案が出来上がった。そして井上はこれを伊藤に提出するととも 明治十九年末から柳原と井上と共同して始められた皇室典範起草作業は修正に次ぐ修正を経て、明治二十年三月二 伊藤や伊東巳代治を含めた高輪会議にかけられた。それに基づいて柳原がさらに草案を作成、 これを井上が修

通知ス」と改めるよう(多分伊藤から)意見が出されているが、これは本草案第四章「皇族ノ降誕結婚及 薨 明」第十四条の「天皇及皇室ニ関スル証明ハ宮内大臣侍従長(ヲーベルストケンムレル)ノ補助又ハ親王及内親王ニ 公布ス」に対して、三月頃に「皇族ノ誕生命名薨去結婚離縁ハ宮内大臣勅ヲ奉シ図書寮ノ記録ニ登載シ同時ニ内閣ニ 関スル証明ハ主任別当(ホーフシェーフ)ノ補助ヲ得テ証明二通ヲ製シ一通ハ皇室ノ記録局ニ一通ハ政府ノ記録局ニ 「七十七箇条」草案第四十条「皇族ノ誕生命名薨去結婚離縁成年及賜姓ハ宮内大臣勅ヲ奉シ官報ヲ以テ之ヲ 去 ノ証

して伊藤の手に渡っていたものと思われる。その理由を以下に列記しよう。

蔵メ置クヘシ」に依拠していると思われる。

ŀ キハ勅許ヲ請フヘシ」が復活しているが、これ恐らく本草案の第七条に(4) ニアラサレバ決シテ外国ニ滞留スルヿヲ得ス」とあるのに従ったからと推測される。 第二。夏島会議では寺島の意見でいったん削除された「七十七箇条」草案の第五十条「皇族外国 「日本国 ノ親王及内親王ハ天皇ノ許可ヲ得 ニ旅行セ ス ル

ル

判所ニ呈出スヘシ」に依拠したものであろう。 八条「皇族ニ対スル物件(レアール)及混淆事物ノ訴訟ハ主務 代人ヲ以テ訴訟ニ当ラシム」 第三。「七十七箇条」草案第五十九条「皇族ト人民トノ間ニ起ル民事ノ訴訟ハ普通ノ法衙ニ於テ裁判ス、 Ø 「普通 ノ法衙」 が三月頃に「控訴裁判所」と改められたが、(写) (コムペテント即チ処理スル ノ職権アル) これは多分本草案 帝国控訴裁 但シ皇族

るかも知れない。 の草案を起草しているから、 因に枢密院設置は四月三十日であるから、それ以前にロエスレ けれども、 明治二十一年一・二月に枢密院設置の方針が決まった後、三月にロエスレ 彼が枢密院官制公布以前に枢密院に言及してもなんら不思議では ルが枢密院に言及するのはおか はたい。 い。 い。 16 しいとい ル が枢密院官 ら 疑問 が 出

の草稿起草者として井上がこれに従事、二十年四・五月までに井上は憲法甲案・乙案を作成した。 工 スレ ル草案の位置づけである。 本草案の成立時期が以上のようなものであったとすると、ここで思い至るのは憲法起草作業に於けるロ 周知のように、 憲法起草作業も皇室典範と同じく明治十九年末から開始され、 そしてこれを五月 最初

を作成したのであった。 このとき伊 藤 はロエ スレ この夏島会議はいわば井上案を爼上に載せて批判した形のものであって、 ルに委嘱して起草してもらった「日本帝国憲法草案」も持参し、 両者を材料に夏島草案 出来上がった夏島

六月から八月にかけて夏島でこれを集中審

二十三日に伊藤に提出し、伊藤は伊東巳代治・金子堅太郎とともに、

草案にはロエスレル案の影響も濃厚に出ており、 いるという。このように、伊藤は最初井上に憲法草案の起草を委嘱したにも拘らず、井上案に全面的信頼を置くと言いるという。 った。この半年後に、今度は皇室典範について、同じく夏島で井上案とロエスレル案とを比較検討したのである。従 ロエスレルの皇室典範草案には、憲法草案の場合と同様の位置づけを与えていたものと考えて よか ろ 別途ロエスレルにも起草を委嘱し、両者を比較検討しながらさらに新しく草案を作成する方針をと 明治憲法正文全条項の約五分の一がロエスレル草案に起源を持って

50

ずに埋没していたのであろう。(四) 閑院宮家・桂宮家の四親王家を世襲皇族とすることは廃止すると決定していたにもかかわらず、本草案は第二十四条(E) ある。たとえば践祚即位に伴う神器の授受、太嘗祭、改元などについて本草案では何も触れていない。 は違って、日本固有の伝統が多く加味されざるを得ないから、外国人たるロエスレルの草案では物足りないところも に四親王家を規定するなど、そのような検討の過程を熟知していない。しかも、 た伊藤の裁定も仰ぎ、更には寺島の意見も参酌するなど十分な検討が加えられていた。既に有栖川宮家・伏見宮家・ 伊藤は恐らく、憲法草案の場合と同じくロエスレル案によって井上案の不備を補うことを予想していたかもしれな しかし、 憲法草案の場合と違って、皇室典範草案の場合、既に柳原と井上の間で度重なる意見調整が行われ、 若干の寄与はしたものの、憲法草案ほどの機能を果たさず、そのために今日までその存在すら知られ 皇室に関することは、憲法の場合と このような点

注

1

- 2 たとえば稲田正次『明治憲法成立史』下巻(昭和三十七年、有斐閣)一〇四頁以下。
- 3 年)四六一頁以下など。 大学紀要』第二十二巻、 前掲『梧陰文庫影印 ——明治皇室典範制定前史——』四九九頁以下、 昭和五十九年)、 梧陰文庫研究会編『梧陰文庫影印——明治皇室典範制定本史——』 拙稿「明治皇室典範制定史の基礎的考察」(『國學院 (昭和六十一
- 4 「皇室典範皇族令談話要録」(『梧陰文庫影印 —明治皇室典範制定本史— -』四八八頁以下)。
- 5 井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝 史料篇第四』(昭和四十六年、 國學院大学図書館)一〇四頁以下。
- 6 國學院大学日本文化研究所編『近代日本法制史料集』第六(昭和五十八年、國學院大学)三九頁。
- 8 秘書類纂『帝室制度資料』上巻(昭和四十五年、 原書房)二五四頁。

国立国会図書館意政資料室憲政史編纂会収集文書「皇室典範及同説明案」

(憲政三〇)の第二十条参照。

7

- 9 前掲『近代日本法制史料集』第六、四〇頁以下。
- ii $\widehat{10}$ 明治二十年四月四日「皇位継承順序変換ニ関スルロエスレル答議」 前掲「皇室典範皇族令草案談話要録」。
- 14 13 12 三月二十六日附井上の伊東宛書簡(前掲『井上毅伝 前掲拙稿参照 「皇室典範草案」(憲政二一)。

史料篇第四』二八一頁)。

(憲政五〇)。

- 15 「皇室典範草案」(憲政二〇)。
- $\widehat{17}$ $\widehat{16}$ 小嶋和司「ロエスレル『日本帝国憲法草案』について」(『明治典憲体制の成立』木鐸社、一九八八年)三頁以下、 稲田『明治憲法成立史』下巻五三四頁以下。
- 18 真「レースラー日本帝国憲法草案」(『梧陰文庫影印---明治皇室典範制定本史---』五三二頁以下)。 前掲「皇室典範皇族令草案談話要録」。
- 19 になることは国体上好ましいことではないと考えられて、本草案原本がひた隠しにされたということも想定される。 本草案の存在がこれまで知られなかった今一つの理由として、こと皇室に関する法律を外国人が起草したということが公

「翻刻」

|| 本等國皇室||

日本帝國皇室典範

(千八百八十八年)

カ樞密院ノ意見ヲ聽キ左ノ皇室典範ヲ設ク

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ踐タル日本國天皇朕御名朕カ皇室祖先傳來ノ舊慣及變遷セル政治上ノ形勢ヲ熟察シ朕

朕是レヲ以テ之ヲ制定シ且命令ス

一章

皇族

條 日本皇室ハ左ノ皇族ヲ以テ成ル

(イ) 皇族ノ首長タル天皇

(日) 皇后

. :

(ハ) 皇太后

 (Ξ)

祖宗ヲ共ニシ且天皇ノ許可ヲ經タル正當ノ配偶ニ出テタル男統 (メメンリコー^) ノ親王及内親王或ハ天皇ノ正式ノ

許可ヲ得テ養子トシタル親王及内親王但シ内親王ハ未タ皇室外ニ於テ位階相當ノ婚姻ヲ爲サヽル間ト

(#) 天皇ノ許可ヲ得テ合法的ニ婚姻セル親王ノ妃及其孀妃 天皇ノ長男及若シ天皇ノ長男其男子ヲ遺シ天皇ニ先タチテ殂落シタル時ハ其長男ヲ皇太子 (クワニトン) ト稱シ殿

下(カーセルリン)ノ榮稱ヲ帶フ

394

第一 條 (() 及(こ) 占揭 ケタル親王及內親王モ亦總テ殿下 ノ榮稱ヲ帶

親王及內親王ノ位階 詳細 ナ ル 皇統承繼權 (ルゲレヒト)ニ依リ之ヲ定

ハ皇室ノ紋章ニシテ史傳上著明ナル或ハ天皇ノ許可ヲ經

タ

ル

讖

別標ヲ附シ

タ

ル

モ

1

۲

ス

親王及內親王ノ紋章

皇族ニ 對 スル 天皇

プ監 督

以テ皇族ヲ監督ス

第四

條

皇族ハ總テ皇室典範ニ基キ天皇ノ尊嚴及裁判權

ニ服從スへ

丰

モ ノ ト

ス天皇ハ皇族ノ首長ト

シテー

定ノ權

第五條 天皇ハ總テ皇室ノ安寧、 榮譽、 秩序及福 証 ラ維 持スル ノ法策ヲ施行 ス ル 1 權 刹 ヲ 有 ス

天皇へ此ノ監督權ヲ有スルカ爲メニ皇室悉皆ノ親王及内親王ノ教育ヲ視察シ且教育

日本國 1 親王及内親王ハ 天皇 ノ許可ヲ得 ルニ アラサ レバ決シテ外國ニ滯畱 ス ル ٦

> ヲ 得 二關

ス

ル

報告ヲ需ム

間及攝政期限內 此 ノ監督權 ハ 攝政官ニ 屬 ス

第八條 第七條 第六條

天皇未丁年ノ

皇族 , 婚姻

豫メ天皇ノ承諾ヲ得ル = 7 ラサ レハ 日本國 ノ親王及內親王ハ決シテ婚姻 (タナツール) ヲ捺シタル承諾 ノ約ヲ結フヿ ヺ 곆

封 印ヲ鈴セシ メ之ヲ與フ 第十 第九條

條

天皇此婚姻ヲ承諾

スル

コ

ŀ

=

異議ナケレハ親署及宮内大臣

ノ證印

證

ヲ製

ジ帝室

第十一 條 天皇ノ承諾ナクシテ皇室ノ親王及内親王カ締結シタル婚姻ニ於テハ其位階稱號及紋章ニ關スル權利 其婚

姻シタル妻或ハ夫及斯ノ如キ伉儷ノ間ニ生レタル子女 (テャン) ニ及ハサルモノト

助金(スステンタチヲ)或ハ私房銀(ゲルデル)ニシテ自由ニ使用スルフヲ得ルモノ)ノ請求權ヲ生スルコナシ 右ノ如キ婚姻ヲ締結シタルカ爲メ遺産相續 (ススタエツエルダ) 親王領地 (エタメチ) 嫁資 (トアウスス) 「ウイト ット ム ニ**譲ル家産** 夫ノ死後妻

ノ如キ伉儷ノ女子或ハ孀婦ハ唯其父或ハ夫ノ私有財産ヲ以テ養育 (タテリメン) セラレンコヲ求ムヘシ

第十二條 總テ天皇ノ許可ヲ經スシテ締結シタル皇室ノ親王及内親王ノ婚姻契約ハ無效ト

ス

第十三條 日本ノ法典上ニ許容スル皇室ノ養子ハ近遠ノ血族ニ限ル

養子ハ天皇ノ許可ヲ經テ始メテ法津上ノ效力ヲ有スルヿヲ得ル

皇族ノ降誕結婚及薨去ノ證明(ス゚ウスク)

第十四條 (ホーフシ) ノ補助ヲ得テ證明二通ヲ製シ一通ハ皇室ノ記錄局ニ一通ハ政府ノ記錄局ニ藏メ置クヘシ 天皇及皇室ニ關スル證明ハ宮内大臣侍從長(タンムレピ)ノ補助又ハ親王及内親王ニ關 ス ル 證明 主任別當

第十五條 天皇ハ皇室ノ親王、大臣及皇室政府ノ貴紳 (ヒウエルデル) 中ヨリ須要ニ應シテ若干名ノ保證人ヲ指名ス

第十六條 セ タル皇室ノ親王政府及宮内 天皇此ノ證明ヲ爲スノ地ニ在ラサレバ天皇ノ特命ニ依リ宮內大臣保證人ヲ指名ス宮內大臣不在ナレ ノ最高官各一名或ハ武官保證ニ任ス ハ居合

右ニ關スル商議錄ハ宮內大臣之ヲ檢閱シ其檢閱ヲ了シタル後同大臣之ヲ天皇ノ一覽ニ供シ然ル後第十四條ニ 揭 ケ g

第十七條 宮内大臣ハ皇室ニ降誕結婚及薨去アリシコヲ證明スルカ爲メニ天皇ノ特命ニ 出タル許可ヲ 得ルヲ

・要ス

ル二通ノ證書ニ調製スヘシ

補

第十八條 宮內大臣ハ皇族ノ薨去シ タ ル 場合ニ 於テ該皇族ノ宮殿或ハ室房ニ

同大臣事故アリテ封印ヲ爲スヿ 能 ... ハ サ ル 場合ニ於テハ宮內省ノ委員封印ヲ爲ス ノ權利ヲ有ス又其所ニ居合セタル

封印

ラ馬

最

高官吏ハ之ヲ委任セ ラ n コア

第五章

繼 嗣

第十九條 日 本 帝 位 ハ 日 本皇室男統 ノ 世襲ニ シ テ 不分割 (ウンタイルバ) 長子相續 (エルストゲ) 及內戚繼嗣

原則 ت 從フ

第二十一條 第二十條 繼 嗣 皇室ニ於テ日本法律ニ適當スル養子ヲ爲シ ノ資格ヲ有 え ル = ハ 皇室ョリ 位階相 當ト認可 タル時 セラレ ハ 此 タ ノ養子ト ル 伉 儷 ナ ノ正當ナル生子 IJ タ ル 親王ハ君主直接ノ子孫ノ系統中 (ゲゲブールト) タ ル ヲ要ス

編入シ日本親王 ノ稱號ヲ得公然日本親王トシテ認承 セ ラ ル ` モ 1 ŀ

ス

ラ襲

第二十二條 君主カ繼嗣ヲ有スル 正配ノ皇子ヲ遺サ スシ テ殂落シ タ ル 時 ハ 養子ト ナリ タル親王帝位

第二十三條 養嗣權 ハ正配ノ皇子ヲ得ル 養子ヲ爲シタル後先帝ノ殂落ノ前ヨ ノ望斷絕 スル マ テ停止ス然レ リシテ繼嗣ノ資格ヲ有スル正配 **ド養子及其子孫** *^* 尙 .ホ日本親王及內親王ノ特權ヲ具有ス ノ皇子降誕アルへ 丰 ヤノ 文室ア ル 時

モ ノト ス

第二十四

男統ニ 有栖川 日本帝國 家 ノ男統盡死スレ ノ皇室ニ於テ ハ 伏見家ノ男統ニ次ハ閑院家ノ男統ニ最後ニ桂家ノ男統ニ襲カ 先ッ現ニ 登臨ス ル 君 主ノ男統帝位 ヺ 承繼 ス 此 ノ男統竭滅 ス ν シ ハ ム女統 帝 位 有 ハ總テ之 栖

ヲ繼承 スル **コヲ得ス**

ΪΪ

家

ル

第二十五條 若シ日本諸皇族中男統竭滅シ且天皇ノ許可ヲ以テ繼嗣ニ定メタル養子ヲ爲サ 、リシ時 継嗣ハ 先帝 ラ女

第二十六條

帝位ニ卽カシムルモノト

ス

子ニ移ルト雖モ女子ハ親カラ政治ニ任スルコヲ得ス唯其男子ニ帝位ヲ繼カシムル ノミ

此ノ系統承繼ノ順序ハ先帝ノ殂落後最モ年長ノ内親王(先帝ノ皇女或ハ最近内親王)

此ノ如キ新皇室ノ子孫モ亦直チニ長子相續男統相續繼嗣ノ原則ニ基キ男統ノ優權ヲ設クヘシ

第二十七條 皇室ノ内親王ハ其婚姻ヲ爲ス以前棄權證書ヲ調製スヘシ此證書中ニハ内親王カ自己及其嗣子ノ爲メニ此

且此ノ皇室典範ニ明文アルモ ノ皇室典範第二十五條及第二十六條ニ載セタル男統竭滅及養子欠乏ノ場合ニ於ケル政府ノ承繼ヲ辭退スル ノ、外自己及其嗣子ノ爲メニ私ノ遺産ニ關シテ請求權アル ヿヲ主張セ サ ル シトノ旨 旨 ラ述

ヲ記スヘシ而シテ棄權ハ「エ パクテン」(婚姻ノ際財産ニ附) 中ニ記載スヘシ

皇室ニ關スル裁判權及皇族會議(ソラハトリー)

第二十八條 皇族ニ對スル物件(レレア)及混淆事物ノ訴訟ハ主務(處理スルノ職権アル)帝國控訴裁判所ニ呈出スヘシ

第二十九條 總テ皇室ノ親王及内親王ノ身上ニ關スル他ノ裁判事件ハ天皇皇族會議ヲ開カシメテ其法廷ト爲ス

第三十條 皇族會議ハ天皇、 皇太子、十八歳ニ達シタル皇室ノ親王諸大臣及最高刑法官(ターロース)若クハ樞密院長ヲ以

テ組織

第三十一條 皇族會議 ノ議長ハ天皇之レニ任シ天皇欠席スレ ハ皇太子之レニ任ス天皇、 皇太子共ニ欠席スレハ君主ノ

見込ヲ以テ之ヲ他ノ一人ニ委任ス

ノ長男ヲ以テ先ツ

第三十四條

一身上ニ

關

スル訴訟ニ際シテ

ハ先ツ關係人ヲ勸解スル

コヲ試

ムヘシ

協議調ヒ且天皇之ヲ允可シ

タレ

皇

族會議

ノ召集ヲ止

(ホ)

後見事件

第三十二條 皇族會議 八天皇 1 明 瞭 チ 'n 敕 命 = 3 ij 天皇ノ定メタ /ル目的 爲メニ集會ス

天皇故障アレバ皇太子皇太子モ亦故障アレ ハ皇室内戚 (アグナ) ノ年長者皇族會議ヲ召集ス ル ٦ ヲ 得

ル

後

1

場合ニ

於

第三十三條 皇族會議ノ職テハ樞密院ノ同意ヲ要ス

十三條 皇族會議ノ職務範圍內ニ屬スルモノ左ノ如

皇室ノ親王及内親王ニ對スル悉皆ノ刑

事及訴願

3

(ハ) 親王及内親王ノ禁令 (チハットホンク) 徳テ皇室ノ親王及内親王ニ對スル一身上ノ訴

(ニ) 親王及內親王ノ民法上ノ效力ニ關係スル離婚

第三十五條 皇族會議ヲ召集シタ ル 時ハ命令ヲ以テ之ヲ悉皆ノ皇族ニ 通 知 ス

訴訟ノ事件緊要ニシテ且其範圍大ナル時ハ皇族會議ハ帝司法大臣ハ皇族會議ニ際シテ報告(テンエクハト)ヲ爲ス

國最

高裁判所

ノ資格ヲ備

フ此

ノ場

合

=

於テ

ハ最。

第三十七條

高司法衙門

後ノ場合ニ於テハ兩法官長ハ處分ニ關スル法律的 (チッツステルレ) 及首府 ノ控訴裁判所ノ長官ヲ陪席セ ノ訓令ヲ檢案シ且報告ヲ爲ス シ

第三十九條 皇族會議ハ其附與セラレタル資格ヲ以テ訴訟事件ノ權利ノ關係ヲ判定ス此ノ裁決ハ天皇ノ證認ヲ要ス

第七章

國 ノ攝政及君主ノ後見

第四十條 帝 國 ノ攝政ヲ來タス場合左 了如シ

尋常ノ場合即ハチ天皇未丁年

(n)

非常ノ場合即ハチ天皇カ體驅上或ハ精神上ノ

疾病

ノ爲メニー

時或ハ久シク政事ノ執行ヲ妨ケラレ毫モ帝

7

政治ニ注意セス或ハ注意スルヿヲ得サル時及日本帝國 ノ版圖外ニ行キテ不在ナル

皇族全ク竭死シ最後ノ君主ノ崩シタル際尚ホ合法的 ノ儀式ヲ以テ儲貳ヲ定メサリシ 時

天皇及皇太子ハ滿十八年ヲ經テ丁年ニ達シ他ノ親王及内親王ハ滿二十一年ヲ經テ丁年ニ

達

ス ル モ

1

ኑ ス

權利

第四十條(ロ)ノ規則ニ基キ非常ノ攝政ヲ置クヘキ場合ハ憲法 (クスエルワハクンデ) ヲ以テ之ヲ詳定ス

第四十二條

第四十一條

ヲ有ス此ノ如ク豫メ選定シタル攝政官ヲ欠ク時ハ皇統承繼例 天皇ハ自己ノ意見ヲ以テ皇室丁年ノ親王中ニ就キ 儲貳未丁年間ノ攝政官 (タライヒスフエヒ) ヲ選定スル (ホルゲヲルドヌング) ニ從ヒ且ツ長子權 (エルストケブ) = 由

最近ノ承繼者タル丁年内戚ノ親王ヲ以テ攝政官ニ充ツ

第四十三條 利 ハ承繼例ニ從ヒ之レニ亞キタル最近ノ承繼者タル丁年內戚 最近承繼 ノ權利ヲ有スル内戚ノ親王未丁年ナル カ或ハ其他 ノ親王ニ轉移ス ノ故障アル場合ニ於テハ攝政 ニ任セラル

日 攝政ノ職 ラ執 ij タル 内戚ノ親王ハ君主丁年ニ達シ或ハ君主ニ施政ヲ妨ケタル故障ノ消滅スルマテ其職ヲ維持ス

ル

ŧ ノト

ス

施政ヲ妨 ケラ v タ ル 君主ニ 先チテ攝政官薨去シ或 /\ 自 カ ラ施 政ヲ妨 ケ ラレ タ ル 時 之レ ニ亞キタル 最近 ノ承 者

Ħ

丁年内戚ノ親王此

ノ職ヲ襲クヘシ

第四十四 證書 同 『時ニ 條 攝政官ニ此 第四 ヲ調製シ一通ハ皇室ノ記錄局ニ一通ハ政府 十二條二 ノ選定ニ關スル 從ヒ天皇ニ於テ未丁年ノ場合ノ爲 證書ヲ示スヘシ攝政官ハ攝政ノ宣誓ヲ了リタル後其職 ノ記錄局ニ藏 メニ攝政官ヲ選定シタ メ置キ攝政ヲ 要スル ル 時 ハ 宮内大臣之レ ے 一就ク 場合ニ至レ 丰 レカ爲 モ 1 ハ之ヲ發表 ١ メニ二通

第四十五 國 ヲ管理ス ニ達スル 條 ル 7 前 、テ攝政、 所 記 ノ者之レニ任 ノ第四十條 ノ職ハ内大臣 \bigcirc 二揭 (ガロツスジーゲ) 或ハ其他ノ最高刑法官ニシテ全ク丁年內戚 ケタ ル 場合ニ於テハ憲法或ハ皇室典範ニ 依 以攝政 官 ノ親王 = 任 ス ナ 半 丰 內戚 時 = 際リ ジ親王 T

第四十六條 后 セ ス (カワテホーン) 若クハ親王及内親王近親者ノ孀婦或ハ婦人ニ歸ス然レモ皇太后或ハ太皇太后ハ決シテ攝政 儲貳其他皇室ノ親王内親王ノ看護及教育ハ皇太后 (カイゼリンウ) = 屬ス皇太后ナキ 時 ハ 此 權 ノ權利 利 太皇太 ア有

攝 政官ハ未丁年或ハ政治ヲ妨ケラレ タ ル天皇ニ對シ普通ノ監督權 ラ外 他ニ勢 力アル 7 ナ

第四十七條 執行シ其名ヲ以テ法令及任命書ヲ發シ其印章 第四十條 (イ) 及 (m) = 揚ケタル場合ニ於テハ未丁年或ハ (イケル)及花押 (ナーメン) ヲ用 政 治ヲ ے۔ 妨 ケ ラレ タ ル天皇ノ名ヲ以テ政事ヲ

第四十八條 號ヲ以テ政 攝政職ヲ奉スル皇室ノ親王或ハ內大臣ハ其固有ノ稱號 || 八外日本帝國攝政官ナル稱號ヲ帶 ブ攝政官 此

第四十九條 攝政官 これ 其職 = 就 クニ 際リ 左二記! 載 スル 宣誓書二通ヲ 出 スへ

シ

令ニ

署名

予 ハ法律及憲法ヲ遵奉シテ帝國ノ事務ヲ管理シ日本帝國ノ完全政府ノ權利天皇ノ尊嚴ヲ維持予ニ執行ヲ委任セラ

レ タ ル 利ヲ忠直ニ天皇ニ奉還スヘキヿヲ宣誓

此 ノ宣誓書 <u>ノ</u> 通ハ皇室ノ記錄局ニ一通ハ政府ノ記錄局ニ藏メ置クヘシ

第五十條 攝政ノ期限中攝政官ハ總テ憲法皇室典範ヲ以テ特ニ例外ト爲サ、ル主權 (ソウウフエレ) ノ權利ヲ執行ス

第五十一 條 攝政官ハ各般ノ政務上攝政會議 (フレラントシャ) ト見做スヘキ國務省 (ステタウシム゙) ノ同意ヲ受クル ノ義務 ア

何等ノ範圍内ニ於テ樞密院カ之レニ干涉スヘキヤハ該當法律ヲ以テ之ヲ定ム

第五十二條 攝政官ハ其攝政期限中皇居若クハ一宮殿中ニ住居ヲ有シ隨意ニ皇居ヲ使用スルヿヲ得且年額五萬圓 プ代

理金ヲ月割 トシテ毎月始メニ帝室費中ヨリ受領スヘシ

第五十三條 攝政ノ期限ハ第四十條 (イ)ノ場合ニ於テハ故障ノ消滅シ或ハ天皇日本國ニ歸着ノ日(ハ) ノ場合 三於

テハ新君主郎 位 ノ日ヲ以テ終ル モノトス

第五十四條 攝政終結ヲ告ケ政治ヲ親裁スヘキ新天皇憲法ニ基

ハ法律及憲法ニ遵ヒテ日本帝國ヲ統御シ常ニ公平ナル司 ル後 ハ總テ攝政 制 魔止シ新天皇政治ヲ執リタルヿヲ朝廷 法ヲ執ル ヘキヲ誓フ」 (ンシッテ) 及帝國内ニ布告ス

天皇宣告ヲ爲シ且政治ヲ執リタル コニ 關シテ二 通ノ紀事錄 (プロト) ヲ調製シ一通ハ皇室ノ記錄局一 通 ハ 政府ノ記

ニ藏メ置クへ

ノ宣誓ヲ爲シ

タ

ヲ

局

第八章

親王及内親王ノ後見教育及家計

第五十五條 皇室ノ親王及內親王ノ後見職ニシテ攝政事件ニ關係ナキモノハ其父ノ特命ヲ以テ之ヲ定ム

此 | ノ如キ特命ナキ場合ニ於テハ第四十七條ニ因リ皇子皇女ハ先ツ皇太后次ニ太皇太后ニ屬ス然レ に 其未丁年 中 私

產 [ノ管理ハ天皇若クハ攝政ノ監督ヲ受クヘシ

第五十六條 場合ハ皇族ニ於テハ天皇ノ允許ヲ要ス攝政ノ時 財産ノ管理上ニ於テハ帝國 ノ法律ニ注意スヘシ ニ際リテ ハ 私人ニ於テ後見人ノ所置ニ 攝政官ノ認承ト 國務省 (ステリウム) 關 弱シ裁判 所 ノ同意トヲ得サ 認 承 ヲ ス 丰

第五十七條

財

?産ノ本質ヲ變更スルヿヲ許サス

第五十八條

内親王ハ其婚姻スルマ

テハ皇族ノ首長即

ハチ天皇或ハ

、攝政官、

ノ後見ヲ受ク

ル

٦

ヲ

得

ル

H

其時ノ天皇或ハ攝政ニ於テ新ニ後見職ヲ選任ス 皇太后或ハ太皇太后後見職ヲ終ラスシテ薨去シ或ハ法律上 ノ故障 ノ爲 メニ 其職 ヲ繼 續 ス N ٦ 能 + ル

時

第五十九條 皇室ノ親王ハ其未丁年ノ子女ヲ教育シ及其財産ヲ管理 ス ル 力 爲メニ其後見人ヲ任命ス

其後見人ヲ任命スルニハ天皇或ハ攝政官ノ認承ヲ要ス

第六十條 其父後見人ヲ任命セス或ハ其指名シタル者ニシテ天皇 皇室ノ親王及內親王附ノ職員ハ天皇ノ許可ヲ經テ之ヲ任命シ皇太后、 フ認承 ラ得 時 太皇太后、 |ハ攝政官ニ於テ選任ス 皇后、 皇太子及皇子、 皇

++ ル

ハ天皇

第九章

女附

!ノ職員ハ天皇親カラ之ヲ任命ス

皇室典範 (通則 部) ノ施行及布告

第六十一 條 此 (皇室典範ハ帝國法令彙纂ヲ以テ布告スル ŀ 同 時 = 效力ヲ有ス

第六十二條 此時ョリ以降此皇室典範ニ背行スル習慣法及制度ヲ廢止ス

朕我皇族及我帝國悉皆ノ臣民ニ告クルニ此皇室典範(通則ノ部) ヲ遵守スヘキ旨ヲ以テス此皇室典範

帝國法令彙纂ニ登載シテ之ヲ布告セシム

何年何月何日

東京ニ於テ

親署

何某副署

皇室ニ關スル裁判權及皇族會議(ソラハエリー)

第二十九條

第三十條 總テ皇室ノ親王及内親王ノ身上ニ關スル他ノ裁判事件ハ天皇之レカ爲メニ皇族會議ヲ開クベシ

皇族ニ對スル物件(レア)及混淆事物ノ訴訟ハ主務(ヨ處理スル職権アル)帝國控訴裁判所ニ呈出スヘシ

皇族會議ノ議長ハ天皇之レニ任シ天皇欠席スレハ皇太子之レニ任ス天皇、皇太子共ニ欠席スレハ君主ノ 皇族會議ハ天皇、皇太子、十八歳ニ達シタル皇室ノ親王、諸大臣及最高刑法官(アームラド)ヲ以テ組織

ス

見込ヲ以テ之ヲ他ノ一皇族ニ委任ス此ノ委任ハ特別ナル命令(タトクレ)ニ依ル

皇族會議ハ天皇ノ明瞭ナル敕命ニヨリ天皇ノ定メタル目的ノ爲メニ集會ス

天皇故障アレハ皇太子、皇太子モ亦故障アレハ皇室内戚ノ年長者皇族會議ヲ召集スルヿヲ得ル

第三十三條

第三十二條 第三十一條 第三十八條 第三十七條 第三十六條

第四十條 第三十九條

皇族會議ハ其附與セラレ

タ

第三十四條 皇族會議ノ職務範圍內ニ 屬 ス ル モ ノ左ノ如シ

(1) 皇室ノ親王及内親王ニ對スル悉皆 ラ新願

皇室ノ親王及内親王ノ身上ニ對スル

訴

(1) 親王及内親王ノ禁令 (インテルヂ) (口)

(=)親王及内親王ノ民法上ノ效力ニ關係スル離婚

第三十五條

(H)

後見事件

會議ノ召集ヲ止 ム

皇族會議ヲ召集シタル時ハ命令ヲ以テ之ヲ悉皆ノ皇族ニ通

知ス

司法大臣ハ皇族會議ニ際シテ報告(トラード)ヲ爲ス

身上ニ關スル訴訟ニ際シテハ先ツ關係人ヲ勸解スルコヲ試ムヘシ協議調ヒ且天皇之ヲ允可シタレ

高司法衙門(タラーマルステルレ)及首府ノ控訴裁判所ノ長官ヲ陪席 訴訟ノ事件緊要ニシテ且其範圍大ナル時ハ皇族會議 七 シ 帝國最高裁判所 厶 ノ資格ヲ備フ此 ノ場合ニ於テ ハ 最

後ノ場合ニ於テハ兩法官長ハ處分ニ ル資格ヲ以テ訴訟事件ノ權利 關スル法律的 ブ訓 ノ關係ヲ判定ス此裁決ハ天皇ノ證認ヲ要ス 令ヲ檢案シ 且. 報告 I ラ 爲